

新型転換炉ふげん発電所及び高速増殖炉もんじゅ建設所の 保安規定の変更認可申請について

原子力発電所に対する国の安全規制の強化が図られることになったことを受け、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」の改正が平成15年10月1日行われました。

この改正を受け、平成15年12月24日、国に対して、新型転換炉ふげん発電所及び高速増殖炉もんじゅ建設所の保安規定の変更認可の申請を行いました。

今後、国による審査を受けていくこととなります。

変更認可の申請の概要

(1) 原子炉施設の品質保証に関すること

保安規定に品質保証の計画を記載し、これに基づいて保安活動の計画、実施、評価及び改善を行うことを記載しました。

(2) 原子炉施設の保安管理に関すること

原子炉施設の保全のために行う点検、検査、補修、取替、改造その他必要事項に関して講じるべき措置の記載を充実しました。

(3) 原子炉施設の定期的な評価に関すること

10年を超えない期間毎に原子炉施設の保安活動の実施の状況や最新の技術的知見の反映状況等を評価するなど、定期的な評価に関する記載を追加しました。

(もんじゅは使用前検査合格後に定期的な評価が必要となります。)

以 上